

第 2 4 号 議 案

新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

## 新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

新宿区保健衛生事務手数料条例（平成 12 年新宿区条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表 64 の項中「第 14 条第 15 項」を「第 14 条第 13 項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

### （提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号）の一部の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるため